

平成28年度改定「医科診療報酬点数と早見表」の追補について(第6報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・平成28年8月31日 厚生労働省告示第329号 特定保健医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件
- ・平成28年8月31日 保医発0831第2号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早297 (早298)		下から10行目  (上から6行目)	<p><b>021 中心静脈用カテーテル</b> (1)～(6) 略 <b>(7) 末梢留置型中心静脈カテーテル・造影剤高压注入可能型</b> <b>① 標準型</b> ア シングルルーメン 13,200円 イ マルチルーメン 20,500円 <b>② 特殊型(I)</b> ア シングルルーメン 13,600円 イ マルチルーメン 20,900円 <b>③ 特殊型(II)</b> ア シングルルーメン 13,900円 イ マルチルーメン 21,400円</p> <p>注 ア ガイドワイヤーは、別に算定できない。 イ 特殊型(I)のうち、専用のナビゲーションシステムと併用し、留置に際してナビゲーションを行う機能に対応しているもの及び特殊型(II)については、留置に際して専用のナビゲーションシステムを併用した場合に限り算定できる。</p>	<p><b>021 中心静脈用カテーテル</b> (1)～(6) 略 <b>(新設)</b></p> <p>注 ガイドワイヤーは、別に算定できない。</p>	字句挿入
早306		下から20行目	<p><b>059 オプション部品</b> (1)～(5) 略 <b>(6) その他の関節固定用材料用部品 200,000円</b></p>	<p><b>059 オプション部品</b> (1)～(5) 略 <b>(新設)</b></p>	字句挿入

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早316		上から3行目	<b>094 気管・気管支ステント</b> (1) 略 (2) 永久留置型 ① 標準型 143,000円 ② 特殊型 148,000円 注 ア 気管・気管支ステントは、1回の手術に対し1個を限度として算定する。 イ 「永久留置型・特殊型」は、関係学会の定める指針に従って使用した場合に限り算定できる。算定に当たっては診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載する。	<b>094 気管・気管支ステント</b> (1) 略 (2) 永久留置型 143,000円 注 気管・気管支ステントは、1回の手術に対し1個を限度として算定する。	字句挿入
早325 (早327)		下から8行目 (上から18行目)	<b>133 血管内手術用カテーテル</b> (1)～(19) 略 (20) 体温調節用カテーテル ① 発熱管理型 79,800円 ② 体温管理型 86,000円 平成28年9月1日から平成30年3月31日まで 89,100円 承認番号 22800BZI00008000	<b>133 血管内手術用カテーテル</b> (1)～(19) 略 (20) 体温調節用カテーテル 79,800円	字句挿入
(早328)		(上から6行目)	注 ア～ク 略 ケ 体温調節用カテーテル a 投薬のみを目的として使用した場合は算定できない。 b 発熱管理型は、くも膜下出血、頭部外傷又は熱中症による急性重症脳障害に伴う発熱患者に対し、体温調節の補助として使用した場合に限り算定できる。 c 体温管理型は、目標体温を35℃以下として体温管理を行った場合に限り算定できる。 コ～サ 略	注 ア～ク 略 ケ 体温調節用カテーテルは、くも膜下出血、頭部外傷又は熱中症による急性重症脳障害に伴う発熱患者に対し、体温調節の補助として使用した場合に限り算定できる。 コ～サ 略	

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早333		上から16行目	<p><b>155 植込型心電図記録計</b></p> <p>(1) 標準型 <u>422,000円</u></p> <p>(2) 特殊型 <u>443,000円</u></p> <p><b>注</b> ア 短期間に失神発作を繰り返し、その原因として不整脈が強く疑われる患者であって、心臓超音波検査及び心臓電気生理学的検査(心電図検査及びホルター心電図検査を含む。)等によりその原因が特定できない者又は<u>関連する学会の定める診断基準に従い、心房細動検出を目的とする植込型心電図記録計検査の適応となり得る潜在性脳梗塞と判断された者</u>に対して、原因究明を目的として使用した場合に限り算定できる。</p> <p>イ <u>潜在性脳梗塞患者に対して使用した場合は診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載する。</u></p>	<p>155 植込型心電図記録計 <u>422,000円</u></p> <p><b>注</b> 短期間に失神発作を繰り返し、その原因として不整脈が強く疑われる患者であって、心臓超音波検査及び心臓電気生理学的検査(心電図検査及びホルター型心電図検査を含む。)等によりその原因が特定できない者に対して、原因究明を目的として使用した場合に限り算定できる。</p>	字句修正
早336		下から9行目	<p><b>190 人工中耳用材料</b></p> <p>(1) 人工中耳用インプラント <u>1,150,000円</u></p> <p>(2) 人工中耳用音声信号処理装置 <u>637,000円</u></p> <p>(3) 人工中耳用オプション部品 <u>45,800円</u></p> <p><b>注</b> ア <u>人工中耳用材料は、関係学会の定める指針に従い、植込型骨導補聴器よりも本品を適用すべき医学的理由がある患者に対して使用した場合に限り、算定できる。</u></p> <p>イ <u>人工中耳用材料の使用に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載する。</u></p> <p>ウ <u>人工中耳用材料の交換に係る費用は、破損した場合等においては算定できるが、単なる機種の変換等の場合は算定できない。</u></p> <p>エ <u>人工中耳の植込みを行った場合の手技料は、区分「K320」アブミ骨摘出術・可動化手術の点数に準じて算定する。</u></p> <p>オ <u>人工中耳の植込み又は交換を行った場合の施設基準は、区分「K328」人工内耳植込術の施設基準に準じて、改めて届け出る。</u></p> <p>カ <u>人工中耳の植え込み又は交換を行った後、補聴器適合検査を実施した場合は、区分「D244-2」補聴器適合検査「2」2回目以降により算定する。</u></p>	(新設)	字句挿入

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
321	右	下から20行目	<p><b>C111 在宅肺高血圧症患者指導管理料</b></p> <p>(1) 「プロスタグランジンI<sub>2</sub>製剤の投与等に関する指導管理等」とは、在宅において、肺高血圧症患者自らが携帯型精密輸液ポンプ又は携帯型精密ネブライザーを用いてプロスタグランジンI<sub>2</sub>製剤を投与する場合に、医師が患者又は患者の看護に当たる者に対して、当該療法の方法、注意点及び緊急時の措置等に関する指導を行い、当該患者の医学管理を行うことをいう。</p> <p>(2) <u>パーキンソン病の患者に対しレボドパカルビドパ水和物を経胃瘻空腸投与する場合に、医師が患者又は患者の看護に当たる者に対して、当該療法の方法、注意点及び緊急時の措置等に関する指導を行い、当該患者の医学管理を行う際には当該点数を準用する。</u></p>	<p><b>C111 在宅肺高血圧症患者指導管理料</b></p> <p>「プロスタグランジンI<sub>2</sub>製剤の投与等に関する指導管理等」とは、在宅において、肺高血圧症患者自らが携帯型精密輸液ポンプ又は携帯型精密ネブライザーを用いてプロスタグランジンI<sub>2</sub>製剤を投与する場合に、医師が患者又は患者の看護に当たる者に対して、当該療法の方法、注意点及び緊急時の措置等に関する指導を行い、当該患者の医学管理を行うことをいう。</p> <p>(新設)</p>	字句挿入
326	右	上から6行目	<p><b>C152 間歇注入シリンジポンプ加算</b></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>レボドパカルビドパ水和物を経胃瘻空腸投与する際に用いるポンプの費用については、「1」の所定点数に準じて算定することとし、2月に2回に限り、区分「C111」在宅肺高血圧症患者指導管理料に加算できる。この場合において、ポンプの費用については、所定点数に含むこととし、区分「C152」間歇注入シリンジポンプ加算の注の規定及び上記(1)から(4)は適用しない。</u></p>	<p><b>C152 間歇注入シリンジポンプ加算</b></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(新設)</p>	字句挿入
408	右	下から10行目	<p><b>D210-3 植込型心電図検査</b></p> <p>(1) 短期間に失神発作を繰り返し、その原因として不整脈が強く疑われる患者であって、心臓超音波検査及び心臓電気生理学的検査(心電図検査及びホルター心電図検査を含む。)等によりその原因が特定できない者 <u>又は関連する学会の定める診断基準に従い、心房細動検出を目的とする植込型心電図記録計検査の適応となり得る潜在性脳梗塞と判断された者</u>に対して、原因究明を目的として使用した場合に限り算定できる。</p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p><b>D210-3 植込型心電図検査</b></p> <p>(1) 短期間に失神発作を繰り返し、その原因として不整脈が強く疑われる患者であって、心臓超音波検査及び心臓電気生理学的検査(心電図検査及びホルター心電図検査を含む。)等によりその原因が特定できない者に対して、原因究明を目的として使用した場合に限り算定できる。</p> <p>(2)～(3) 略</p>	字句修正

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
468	右	上から12行目	<b>D415 経気管肺生検法</b> (1)～(4) 略 <u>(5) 経気管肺生検法の実施にあたり、胸部X線検査において2cm以下の陰影として描出される肺末梢型小型病変が認められる患者又は到達困難な肺末梢型病変が認められる患者に対して、患者のCT画像データを基に電磁場を利用したナビゲーションを行った場合には、区分「D415」経気管肺生検法に加え、注1ガイドシース加算及び注2CT透視下気管支鏡検査加算の所定点数を準用し、算定する。この場合、CTに係る費用は別に算定できる。</u>	<b>D415 経気管肺生検法</b> (1)～(4) 略 (新設)	字句挿入
614	右	上から6行目	<b>J034-2 EDチューブ挿入術</b> (1)～(3) 略 <u>(4) レボドパカルビドパ水和物を投与する目的でEDチューブ挿入を行った場合は、当該点数を準用して算定する。なお、この場合は、上記(1)及び(3)は適用しない。</u>	<b>J034-2 EDチューブ挿入術</b> (1)～(3) 略 (新設)	字句挿入
626	右	下から13行目	<b>J043-4 経管栄養カテーテル交換法</b> (1) 胃瘻カテーテル又は経皮経食道胃管カテーテルについて、十分に安全管理に留意し、経管栄養カテーテル交換後の確認を画像診断又は内視鏡等を用いて行った場合に限り算定する。なお、その際行われる画像診断及び内視鏡等の費用は、当該点数の算定日にのみ、1回に限り算定する。 <u>(2) レボドパカルビドパ水和物を投与する目的で胃瘻カテーテルの交換を行った場合は、当該点数を準用して算定できる。なお、この場合は、上記(1)を適用する。</u>	<b>J043-4 経管栄養カテーテル交換法</b> 胃瘻カテーテル又は経皮経食道胃管カテーテルについて、十分に安全管理に留意し、経管栄養カテーテル交換後の確認を画像診断又は内視鏡等を用いて行った場合に限り算定する。なお、その際行われる画像診断及び内視鏡等の費用は、当該点数の算定日に限り、1回に限り算定する。 (新設)	字句挿入

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
800	右	上から1行目	<p><b>K664 胃瘻造設術</b>(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) レボドパカルビドパ水和物を経胃瘻空腸投与する目的で胃瘻造設を行った場合は、当該点数に区分「K939-5」胃瘻造設時嚥下機能評価加算を合算した点数を準用して算定する。算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に経胃瘻空腸投与が必要な理由及び医学的な根拠を詳細に記載する。</u></p> <p><u>(6) レボドパカルビドパ水和物を経胃瘻空腸投与する目的で胃瘻造設を行った場合は、上記(3)及び(4)は適用しない。</u></p> <p><u>(7) レボドパカルビドパ水和物の投与のみを目的とした胃瘻造設については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成28年3月4日保医発0304第2号)別添1の第79の3(略)に掲げる条件に計上しないが、当該胃瘻から栄養剤投与を行った場合は、その時点で同条件に計上する。</u></p>	<p><b>K664 胃瘻造設術</b>(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	字句挿入
870	右	上から5行目	<p><b>L008-2 低体温療法</b></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 中心静脈留置型経皮的体温調節装置システムを用いる場合、区分「G005-2」に掲げる中心静脈注射用カテーテル挿入は所定点数に含まれ、別に算定できない。</u></p>	<p><b>L008-2 低体温療法</b></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(新設)</p>	字句挿入